

**手続名**  
基準収入額適用申請書の提出手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課（049-251-2711 内線314）

**手続説明**

- ・概要  
70歳以75歳未満の方で一部負担金の割合が「3割」と判定された方であっても、収入額が一定の基準に満たない場合は、申請により「2割負担（または1割）」となります。
- ・要件  
基準収入額が下記の収入金額に満たない70歳以上75歳未満の被保険者
  - 同一世帯に70歳から74歳までの国民健康保険被保険者が2人（ただし、特定同一世帯所属者に限り、75歳以上の方も同一世帯に含むことができます。）以上いる場合
    - ・・・520万円
  - 同一世帯に70歳から74歳までの国民健康保険被保険者が1人の場合
    - ・・・383万円

**必要書類**

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)
- ・国民健康保険被保険者証
- ・国民健康保険高齢受給者証
- ・国民健康保険基準収入額適用申請書
- ・収入が確認できる書類

**手続詳細URL**  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shikaku\\_kyufu/2010-0510-2112-138.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shikaku_kyufu/2010-0510-2112-138.html)

**出張所での取扱い**  
なし

**木曜延長・休日開庁の取扱い**  
あり